身体障害者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について



障害者等向けの手帳は３種類

対象となるかは直接担当窓口にてご確認ください。

問い合わせ先：志賀町役場健康福祉課　☎３２－９１３１

名称	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象者	視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障害、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害など、身体に障害がある人。	知的障害が認められる方	精神疾患（知的障害を除く）により、長い間日常生活または社会生活への制約がある方が申請できます。 初診から６ヶ月以上経過して、初め申請することができます。
申請方法	役場健康福祉課窓口に申請。 ＊申請書・指定医による診断書・写真（４×３cm）	役場健康福祉課窓口に申請。 ＊申請書、顔写真（４×３cm） 申請後、児童相談所（18 歳以上は更生相談所）で判定を受ける。 七尾児童相談所☎0767-53-0811	役場健康福祉課窓口に申請。 ＊申請書・診断書(指定医療機関で所定の様式のもの)または障害年金証書(写し)・写真(４×３cm) 自立支援医療費（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合、診断書は手帳用の診断書を持って申請が可能。投薬内容届を添付。
区分	1 級～6 級	<A>　重度 <B>　中度・軽度	<1 級>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 <2 級>日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 <3 級>日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。
サービス	① 医療費助成　②心身障害者扶養共済　③ 国税、地方税の諸控除及び減免税　④ ＮＨＫ受信料の免除 ⑤ 生活保護の障害者加算　⑥ 公共施設の利用料割引や公共交通機関（※）の運賃の割引など ⑦ 障がい者温泉療養事業 ※その他サービスの対象となる場合がありますので、窓口にてお問合せください。		

＊18 歳未満は、申請により心身障害児扶養手当が支給されます。　申請窓口　子育て支援課　☎32-9122

＊その他の手当についても該当する場合がありますので、役場健康福祉課でご確認ください。